

茨木市立保育所
民営化事業評価
に関する報告書

令和5年3月

茨 木 市

目 次

はじめに	……	1
I 茨木市立保育所民営化の背景・目的	……	1
II 成果・達成度の把握の目的及び方法	……	2
III 民営化事業の評価	……	3
1 保育ニーズ等への柔軟な対応		
2 財政的効果	……	4
3 子ども・子育て分野の充実	……	5
4 公立保育所の機能と役割の現状	……	7
5 私立保育園に対する支援	……	7
6 三者協議会	……	9
IV 移管条件について	……	9
1 民営化にあたっての諸条件の履行状況		
(1) 開所日		
(2) 保育時間	……	10
(3) 給食献立の通知及び展示		
(4) 給食のアレルギー対応		
(5) 各種健康診断		
(6) 保育士の配置	……	11
(7) 保育士の経験年数		
(8) 施設長の経験		
(9) 看護師の配置	……	12
(10) 栄養士の配置		
おわりに	……	13

はじめに

本市では、平成 18 年 1 月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針（以下「基本方針」という。）」に示す「民営化の年次計画」に基づき、平成 19 年度を初年度として、平成 22 年度まで毎年 2 か所ずつ、4 年をかけて 8 か所の公立保育所の民営化（以下「第 1 期民営化」という）を進めてきました。

また、第 1 期民営化における民営化事業を評価するため、移管条件の履行状況の確認をはじめ、保護者・法人アンケート等により、意見の把握・分析を行うとともに、保護者の満足度についても把握してまいりました。

第 1 期民営化事業における評価結果や庁内検討委員会における民営化事業を継続すべきとの判断などを踏まえ、茨木市立保育所民営化外部検討委員会と庁内検討委員会では、合同会議を開催し、民営化の手法や移管条件などの整理を行うとともに、これらの改善策をはじめ、本市の現状や保育行政における今日的課題を踏まえた公立保育所の機能と役割などについても慎重に審議を重ねてまいりました。

そして、平成 24 年 3 月に、外部検討委員会と庁内検討委員会が、これらの検討結果を基に「茨木市立保育所民営化について」を作成し、当該方針に基づき、市立保育所にあたっては、地域の子育ての基幹的拠点として位置づけ、その機能と役割を果たすべく、公立・私立の保育所（園）のバランス及び連携を考慮し、これまでの 5 ブロック（東、西、南、北、中央）による施設配置を継承し、5 か所の民営化を進めてきました。

公立保育所の民営化にあたっては、第 1 期民営化と同様、保育所ごとの保護者説明会や、保護者、移管法人、市で構成する三者協議会を設置し、保護者の理解を得ながら進めるとともに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、公立保育所における保育内容の継続と併せ、3 か月の合同保育をはじめ、1 年間の引継保育や 3 か月の巡回保育を実施し、円滑な移行に努めてきました。

そして、平成 26 年 4 月からの民営化事業を評価するため、本報告書を作成しました。

I 茨木市立保育所民営化の背景・目的

本市では、国における「少子化社会対策大綱」の閣議決定や「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定が義務付けられるなど、すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりの推進、また、三位一体改革による公立保育所負担金や補助金の一般財源化や保育分野における規制緩和など、保育行政を取り巻く環境の大きな変化を背景として、平成 16 年 7 月に「茨木市公立保育所のあり方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」を設置しました。

懇談会は、本市における公立保育所の今後のあるべき姿について、広く市民等の参画を得て、慎重に審議・検討していただくために設置したものであり、その結果、平成 17 年 9 月に、今後のあるべき姿についての意見書をまとめ、市長に提出しました。

そして、本市では、懇談会からの意見書の趣旨を十分に勘案しつつ、保育サービスの充実、地域における子育て支援等の推進、民間活力の導入（民営化）による、より効果的・効率的な保育所運営を目的として、平成 18 年 1 月に基本方針を決定し、平成 24 年 10 月に改定しました。

基本方針におきましては、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など、様々な保育ニーズが求められていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応を目的として、公立保育所の民営化を進めることとしております。

また、公立保育所の機能と役割として、地域区分による公・私立保育所（園）の配置バランスを見直すとともに、存続する公立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努めることとしています。

民営化する保育所の考え方（施設配置）につきましても、公立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、公立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を 5 ブロック（東・西・南・北・中央）に分け、1 ブロックに 1 か所の公立保育所を存続させるものとしています。

ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとしています。

II 成果・達成度の把握の目的及び方法

公立保育所の民営化については、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間に
おいて、5 か所の民営化を実施してきました。

民営化を進めるにあたっては、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、保育行政の新たな施策の展開や地域における子育て支援等を推進することとしています。

また、民営化によって、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、移管予定の公立保育所が実施している一定の保育内容等について、継続して実施することを移管後の履行事項として義務付けています。

そこで、平成 24 年 4 月に決定した民営化基本方針に示す「民営化の年次計画」全ての移管時期が経過したことから、これまで実施してきました 5 か所の民営化事業の評価を行うものであります。

「民営化事業」の評価にあたっては、これまで取り組んできました民営化事業の成果・達成度として、大きく、次の2つの視点から評価し、基本方針の総合的な評価を行うものであります。

- ① より効果的・効率的な保育所運営と地域における子育て支援等の推進
- ② 各種移管条件の履行状況

具体的には、①の評価として、保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、財政的效果や子ども・子育て分野の充実、また、公立保育所の機能と役割の現状、また私立保育園を示すことで、成果・達成度を見極めます。

②の評価として、「茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領」と「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」において、移管先法人が遵守しなければならない移管条件の整理を行い、移管条件の履行状況の確認を行います。

Ⅲ 民営化事業の評価

1 保育ニーズ等への柔軟な対応

本市では、核家族化の進展をはじめ、夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化によって、保育所の利用率が増加しているとともに、保育ニーズ等も多様化しています。

そこで、平成19年度には、家庭訪問し、相談に応じる「在宅子育て家庭支援保育士」を新たに公立保育所7か所へ配置し、子育てについての悩みや不安を抱える親を支援するとともに、平成20年度には、新たに「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後2か月から4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報の提供を行うほか、支援が必要な家庭への適切なサービスの提供に努めてきました。さらに平成27年度からは、さまざまな保育サービスの利用を促進するため、利用者支援事業を開始し、子育て世帯のニーズに寄り添って、支援を行っているところで

す。

また、地域力を活かした子育ての応援を行うため、子育てサークル等に子育てサポーターを派遣するなど、育児不安の解消や軽減を図ってきました。

さらに、私立保育園入所児童の保育環境の充実及び保育園運営の円滑化を図るため、新たに国制度による基本改善事業（大規模改修）及び環境改善事業（小規模改修）補助を実施したほか、障害児保育実施対策費については、府補助制度廃止後も市単独事業として実施しております。

これらの取り組みについては、基本方針の「目的」をはじめ、「市立保育所の機能と役割」や「民営化の考え方」に基づき、「保育ニーズへの柔軟な対応」

としての実効性を確保してきた成果であると考えています。

このような取り組み以外にも、「子ども・子育て分野の充実」を図っており、その詳細については後述します。

2 財政的効果

平成26年度から平成28年度までの公立保育所民営化に伴う財政的効果額については、当該保育所（園）において、市が投入する一般財源を民営化前後で比較することによって、算出しています。

具体的には、まず、公立保育所として運営していた年度における運営経費の一般財源を算出します。

そして、市は、私立保育園の運営等に対して補助していますので、民営化後、私立保育園として運営することとなった年度において、当該保育園に支出している補助金等、市から支出している経費の一般財源を算出します。

具体的な算出方法として、民営化前については、当該保育所における人件費や需用費（賄材料、光熱水費、修繕料、消耗品費）、委託料など、市からの歳出経費の合計から保育料等の歳入合計を差し引き、運営経費の一般財源としています。

また、民営化後については、市が支出している、私立保育園への運営等に対する補助金・負担金の合計から保育料や国・府からの補助金・負担金の合計（歳入）を差し引き、市のみの歳出経費を算出し、運営経費の一般財源としています。

【民営化前後の歳出（一般財源）経費】

【民営化前】

市の歳出（科目）			歳入	
報酬	需用費	役員費		保育料 給食費 延長保育料
給料		1 消耗品	1 通信運搬費	
職員手当		2 燃料費	2 手数料	
共済費		3 食料費	委託料	
賃金		4 印刷製本費	使用料及び賃借料	
報償費		5 光熱水費	備品購入費	
旅費		6 修繕料	負担金補助及び交付金	
		7 賄材料費		

【民営化後】

市の歳出	国・府等からの歳入
運営費負担金 私立保育所運営等補助金	保育料（調定額）
	私立保育園運営費負担金（国）
	私立保育園運営費負担金（府）
	次世代育成支援対策交付金（国）
	保育所運営費補助金（国・府）
	府補助金
	子育て支援交付金（府）
	安心こども基金（国）

これまでの財政的効果額としては、約4億円の節減効果が得られているとともに、1保育所あたりの節減効果額については、平均で約84,000千円であります。

具体的な財政的効果額保育所別一覧については、以下の表のとおりです。

【財政的効果額保育所別一覧】

項番	保育所名	民営化前経費（A）	民営化後経費（B）	財政的効果額（C）
1	下穂積保育所	H25 137,236,490	H26 70,928,118	△ 66,308,372
2	鮎川保育所	H25 145,770,697	H26 70,284,694	△ 75,486,003
3	道祖本保育所	H26 175,520,561	H27 88,508,265	△ 87,012,296
4	中津保育所	H26 161,565,047	H27 69,007,578	△ 92,557,469
5	玉島保育所	H27 171,892,492	H28 74,314,230	△ 97,578,262
合 計		791,985,287	373,042,885	△ 418,942,402

3 子ども・子育て分野の充実

民営化による節減経費については、限られた財源を効果的に再配分し、共働き家族だけではなく、全ての子育て家庭への支援を行うため、在宅での子育て支援サービスや病児・病後児保育、一時保育などの保育ニーズに対応してきました。

さらに、住み慣れた地域で安心して子育てすることができるよう、保健医療制度や相談体制の充実を図り、子育て環境の整備に努めております。

その主な施策は以下のとおりです。

（1）妊産婦の健康保持・増進・支援の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、出産・育児経験がない母親が安心して妊娠、出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供をはじめ、健康の保持・増進に関する支援を充実するなど、妊産婦の心身の保持・増進する取組を推進します。

（例）妊産婦の教室（パパ&ママクラス）、保健相談、入院出産の助成

（2）妊娠・出産期からの切れ目のない支援（いばらき版ネウボラ）

妊娠期からの子育て家庭を切れ目なく支え、子どもを産み育てることに対する不安や負担を軽減するため、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や保育士などの専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、ワンストップで継続的に相談支援を行う体制を整備します。

(3) 子どもの健康保持・増進

子どもの健康は生涯にわたって楽しく明るい生活を営むための基礎となるものです。子どもが食生活など、望ましい生活習慣を身につけ、疾病の予防や受療、発達上の課題に対する不安・悩みの解消など、保護者が就学前期にある子どもの健康を適切に管理できるよう支援していくことが必要です。

そのため、子どもの健康保持・増進への取組や健康に関する相談・情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図るとともに、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもの健やかな成長を支援します。

(例) 乳幼児健康診査、離乳食・幼児食講習会、幼稚園・保育所における食育

(4) 就学前教育・保育体制の充実

女性の就業率は上昇しており、それに伴い保育ニーズは依然上昇傾向にあることから、子育て家庭の多様な保育ニーズに十分対応できるよう教育・保育の提供体制の充実を図っています。

また、保護者の就学前教育に対する期待に応え、保育所や幼稚園、認定こども園がその専門性を生かしながら、地域に開かれた施設として、子どもたち一人ひとりに心身ともに健全に成長できる就学前教育・保育を提供する一方で、公立幼稚園や私立施設の今後のあり方を検討し、一層質の高い教育・保育の実現に向け取り組みます。さらに、質の高い教育・保育を担う人材の確保・育成に取り組み、すべての子どもが等しく教育・保育を受けられる環境整備に努めています。

(例) 「個」を大切にする保育、認定こども園の普及、延長保育、休日保育

(5) 子育て支援サービスの充実

子育てに対する不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、保健、福祉、医療、教育など関係分野が連携した総合的な子育て相談支援体制とともに、多様な方法による情報提供の充実を図っています。

また、地域子ども・子育て支援事業等のサービスの整備・充実とともに、経済的負担の軽減など、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

(例) 利用者支援事業、こんにちは赤ちゃん事業、養育支援家庭訪問、ファミリーサポートセンター

(6) 地域ぐるみの子育て、子ども・若者支援

地域の教育力や対人関係などの環境の変化、隣近所のふれあいの希薄化などを背景に、地域とつながりをもたない子育て家庭の孤立のほか、いじめや不登校などをきっかけに自宅にひきこもる子ども・若者の問題が顕在化しています。

そのような家庭や子ども・若者が地域の中で見守られ成長していけるよう、

地域住民や関係団体等が連携・協働し、地域に根ざした様々な子育てと子ども・若者の支援活動を推進しています。そのような活動を通じ、地域の連帯感の強化や地域の教育力の向上を図り、次代を担う子ども・若者や子育て家庭を地域ぐるみで支え合い・助け合う体制を推進しています。

(例) 子どもの読書活動推進、ローズ WAM 親子交流、子ども・若者支援地域協議会

4 公立保育所の機能と役割の現状

公立保育所の機能と役割については、平成 24 年 10 月に改正した基本方針において、次の 3 つの機能と役割を示しています。

(1) 配慮が必要な入所児童及び課題を抱える保護者に対する、より専門的な支援及び保育サービスの提供

(2) 在宅子育て家庭における配慮が必要な児童及び課題を抱える保護者に対するセーフティネットの強化

(3) 子育てボランティアグループ、私立保育園、保育行政等関係機関と連携した地域子育て支援ネットワークの推進

その取り組みとして、配慮が必要な児童や保護者に対する支援については、公立保育所における障害児保育の取り組みを継続するとともに、心理判定員の巡回支援や保育士への研修による保育士のスキル向上を図り、所庭の地域開放を通して、地域における全ての子どもや保護者の支援に努めているところです。

保育行政等関係機関と連携した地域子育て支援ネットワークの推進については、東・西・南・北・中央の各ブロックの公立保育所を拠点とする保育・教育施設間の交流を目的とした交流会を開催し、地域の保育・教育施設との連携を推進しています。

5 私立保育園に対する支援

私立保育園に対する支援については、児童福祉法第 24 条に基づく保育を受ける児童の健全育成を図ることを目的に、施設型給付費及び地域型保育給付費等をはじめ、保育内容充実費や障害児保育実施対策費等の補助メニューを用意し、

その支援に努めてきたところです。

また、「茨木市待機児童解消保育所等整備計画」に基づき、民営化保育園を中心に、園舎の建て替えに対する施設整備補助金を交付することで、待機児童対策を推進するとともに、老朽化保育施設を改修することで、安心・安全な保育環境の推進に努めております。

【民営化保育園に対する施設整備補助金の交付状況】

(単位：千円)

施設名	補助金額	市負担分	定員増	備考
三島保育所	241,271	30,293	30	
中条保育所	279,027	37,140	30	
水尾保育所	226,737	25,194	40	
玉櫛保育所	211,892	25,197	30	
郡山保育所	218,796	28,068	30	
松ヶ本保育所	184,148	20,462	30	
庄保育所	220,396	18,209	40	
東保育所	143,880	15,987	30	
下穂積保育所	256,674	32,823	30	
鮎川保育所	0	0		未建替
道祖本保育所	244,871	27,209	30	
中津保育所	237,144	26,351	30	
玉島保育所	255,383	28,377	30	
合計	2,720,219	315,310	380	

6 三者協議会

三者協議会については、公立保育所の移管先決定後及び移管後において、当該保育園の保護者、移管先法人、市の三者が、移管条件や保育内容の継続性等について確認し合うとともに、問題点の改善に努めることを目的として設置しています。

民営化を進めるにあたっては、まず、第一義的に、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めること、また、当該保育園の保護者の理解と協力を得ることを基本とし、私立保育園の柔軟性及び即応性を活かした地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応を図っており、移管先法人による努力と保護者の理解・協力を得て、三者協議会の目的が達成されたものと評価しています。

一方では、公立保育所における保育内容の継続性が求められ、私立保育園の柔軟性及び即応性が活かされていないという問題が指摘されますが、本来、保育内容等については、児童福祉法をはじめ、「保育所保育指針」や「児童福祉施設の設定及び運営に関する基準」などの法令等において、公・私を問わず、一定の保育水準が確保されているほか、各保育園においては、それぞれの特色を生かしつつ、創意工夫し、保育内容の充実や質の向上を図っていくものであります。

したがって、三者協議会は、要望・要求の場ではなく、子どもたちの最善の利益のため、保護者、移管先法人、市の三者が、それぞれの役割を十分に認識しつつ、それぞれに何が求められ、どのように対応していくかを協議する場でありますので、三者協議会として協議する事項を定めるなど、協議会の円滑な運営に留意する必要があると考えています。

また、三者協議会における協議事項については、三者それぞれの適切な役割分担のもと、「子どもの視点」と「保護者の視点」をもって、協議することが重要であると考えています。

IV 移管条件について

移管条件につきましては、子どもたちの保育環境の急激な変化を最小限に止めることを基本としつつ、子どもたちの最善の利益のため、保育所運営の安定性と継続性の確保や現状における保育内容の継続など、公立保育所の民営化を進めるにあたっての諸条件として、移管先法人に義務付けたものであります。

諸条件の履行状況について、以下のとおりであります。

1 民営化にあたっての諸条件の履行状況

(1) 開所日

開所日については、「原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第 178 号) に規定する休日及び年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで) を除き、月曜日から土曜日まで」としています。

開所日の履行状況については、その内容が遵守されています。

(2) 保育時間

保育時間については、「原則として午前 7 時から午後 7 時まで (延長保育を含む。)」としています。

保育時間の履行状況については、その内容が遵守されています。

なお、協定書における開所時間を上回る対応をしている保育園もあり、私立保育園の柔軟性や即応性が活かされた、地域で求められる保育ニーズへの対応ができています。

(3) 給食献立の通知及び展示

給食献立の通知及び展示については、「あらかじめ保護者に通知するとともに、毎日の給食内容を展示すること」としています。

給食献立の通知及び展示の履行状況については、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵守されています。

(4) 給食のアレルギー対応

給食のアレルギー対応については、「除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況により対応すること」としています。

給食のアレルギー対応の履行状況については、保育指針においても、規範性をもつ基準 (国の最低基準) として示されており、全ての移管先保育園で適切に対応されています。

(5) 各種健康診断

・ 内科検診

内科検診については、「年 3 回以上、実施すること」としています。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 12 条においても、「少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」と規定されています。

内科検診の履行状況については、法令等に基づいて、その実施が担保されているとともに、年 3 回以上という上乗せ条件についても、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵守されています。

・ 歯科検診、眼科検診、耳鼻科健診、尿検査

各種検診等については、「年 1 回以上、実施すること」としている

ほか、法令等に基づいて、その実施が担保されています。

各種健診等の履行状況については、その内容が遵守されています。

(6) 保育士の配置

保育士の配置については、次のとおり保育士を配置することとしています。

0歳児クラス	乳児3人に対し保育士1人
1歳児クラス	乳児5人に対し保育士1人
2歳児クラス	乳児6人に対し保育士1人
3歳児クラス	幼児20人に対し保育士1人
4歳児クラス	幼児30人に対し保育士1人
5歳児クラス	幼児30人に対し保育士1人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、歳児別に保育士の対数配置が義務付けられています。

なお、1歳児クラスの保育士の配置については、最低基準において、乳児6人に対し保育士1人が義務付けられていますが、乳児5人に対し保育士1人として、上乘せしており、子どもの安全とより充実した保育を確保する観点から、本市独自の保育サービスを行っており、この配置基準を適用しています。

この上乘せ条件も含め、保育士の配置については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

(7) 保育士の経験年数

保育士の経験年数については、「その2分の1以上が経験年数4年以上を有する者とする」としています。

これは、民営化に伴い、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めること、また、子どもの安全や保護者の安心につながる保育環境を整える観点から、移管条件として義務付けています。

また、保育士の経験年数については、歳児別の児童数に応じた必要な保育士数及び当該年度別の各保育園に在園する保育士の条件該当者を把握し、その条件を満たしているかを確認しています。

保育士の経験年数についての履行状況については、協定期間中は、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

(8) 施設長の経験

施設長については、「保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者とする」としています。

施設長の経験年数の履行状況については、全ての移管先保育園において、

その内容が遵守されています。

(9) 看護師の配置

平成 19 年度は、「看護師（常勤）を配置する」とし、専任か兼任かが不明瞭であったことから、平成 20 年度からの協定書においては、「専任の看護師を常勤で配置すること」としています。

看護師の配置についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

(10) 栄養士の配置

栄養士については、「栄養士を配置すること」としています。

栄養士の配置についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

おわりに

民営化に際しては、保育環境の急激な変化を最小限に止める努力を尽くしましたが、子ども・保護者にあっては、少なからず、環境の変化や不安があったことと推察します。

本市におきましては、この報告書における評価結果を踏まえ、基本方針における「民営化する保育所の考え方（施設配置）」に示すとおり、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況を十分に把握しつつ、今後の公立保育所のあり方を検討するための重要な資料として活かすとともに、より一層、将来を担う子どもたちの健やかな成長のための取り組みを積極的に進めてまいります。

また、行財政改革では、公立保育所の民営化として、「市立保育所の役割を見直し、管理運営に民間活力の導入を推進する」こととしており、「子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち」の実現に向けて、本市の特性に応じた保育行政のあり方を総合的に判断してまいります。

また、国では幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供体制の一層の充実を図るため、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

本市におきましても、これら国における制度を推進するとともに、子どもの最善の利益のため、それぞれ適切な役割分担のもと、保育に携わるあらゆる主体が連携・協力し、特色に応じた施策や事業の展開に、積極的に取り組んでまいります。

最後に、公立保育所の民営化を進めるにあたり、様々な課題もありましたが、懇談会にご参加いただいた委員の皆さまをはじめ、これまでの民営化事業に、ご理解・ご協力をいただきました市民の皆さま、また、公立保育所を引き継ぎつつ、本市の保育行政の推進にご尽力をいただきました社会福祉法人等の皆さまには、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、将来を担う子どもたちの健やかな成長の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。